

資 料 提 供

平成23年5月20日
課 名 経営革新課
担当者 坂本, 末武
電 話 (直通)082-513-3321
(内線)3321

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する融資制度の創設について

1 趣 旨

平成23年東日本大震災により、県内中小企業者においても、事業所等の被災のほか震災に伴う経済の混乱等により事業活動に大きな影響が生じている。

国ではこの大震災により直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者に対する保証制度「東日本大震災復興緊急保証制度」を設けたところであり、この緊急保証制度を活用した融資制度を創設し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

2 創設する融資制度の概要

【資金の特徴】

- ・ 国が新設した緊急保証制度の要件に該当する、震災による影響の大きい企業を対象とする融資
- ・ 現行の震災対応資金である「セーフティネット資金」の貸出利率を更に下回る特別な貸出利率の設定

区 分	内 容
資 金 名	東日本大震災対応特別資金
対 象 要 件	<p>東日本大震災復興緊急保証制度の対象者（※）として、市町村長から災証明書等又は認定書の交付を受けた者</p> <p>（※）東日本大震災復興緊急保証制度の対象者</p> <p>① 特定被災区域内で地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者</p> <p>② 特定被災区域内の中小企業者であって、震災後の3か月の売上高が前年同期比10%以上減少した者</p> <p>③ 特定被災区域外の中小企業者であって、被災区域の事業者との取引関係により、震災後の3か月の売上高が前年同期比10%以上減少した者</p> <p>④ 特定被災区域外の中小企業者であって、震災に起因したキャンセル等により震災後の3か月の売上高が前年同期比15%以上減少した者</p> <p>注 震災後3か月の売上高は、3か月の実績集計前の場合、1か月の実績+2か月の見込を含む3か月も可</p>
資 金 使 途	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	中小企業者・組合等 8,000万円
融 資 期 間	10年以内（据置期間2年以内）
貸 出 利 率	変動金利 0.97%（保証付き） 固定金利 1.17%（保証付き）
信 用 保 証	全て広島県信用保証協会の保証付き （東日本大震災復興緊急保証適用 保証料率0.8%）
融 資 枠	30億円
取 扱 期 間	平成23年5月23日から平成24年3月31日まで
申 込 み 先	県内に本支店のある地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金

《参考》セーフティネット資金（県指定等（東日本大震災関係）（H23.3.23取扱開始）の概要

対象要件：東日本大震災による影響に伴う操業停止等により、3か月間の平均売上高が前年同期に比して、3%以上減少していること 等

融資限度額：中小企業者4,000万円 組合等8,000万円

融資期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内

貸出利率：変動金利1.22% 固定金利1.42%（ともに保証付きの場合）